

資 料

(消費課税)

消費課税の概要(国税)

税 目 等	課 税 対 象	平成23年度	
		予 算 額	構 成 比
国 税 収 入 計	—	432,309 億円	100.0 %
消 費 課 税 計	—	170,679	39.5
消 費 税	資 産 の 譲 渡 等	101,990	23.6
個 別 間 接 税 計	—	68,689	15.9
酒 税	酒 類	13,480	3.1
た ば こ 税 等	製 造 た ば こ	9,422	2.2
揮 発 油 税 等	揮 発 油 等	29,398	6.8
自 動 車 重 量 税	検 査 自 動 車 等	7,218	1.7
航 空 機 燃 料 税	航 空 機 燃 料	591	0.1
電 源 開 発 促 進 税	一 般 電 気 事 業 者 の 販 売 電 気	3,460	0.8
石 油 石 炭 税	原 油 等	5,120	1.2

(備考) 1. 上記の予算額には、一般会計分(409,270億円)の他、特別会計分を含む。

2. 上記以外に「消費課税」に含まれるものとして、関税、とん税等があり、これら(税込8,353億円)を加えた場合の国税収入に占める消費課税の割合は41.4%となる。

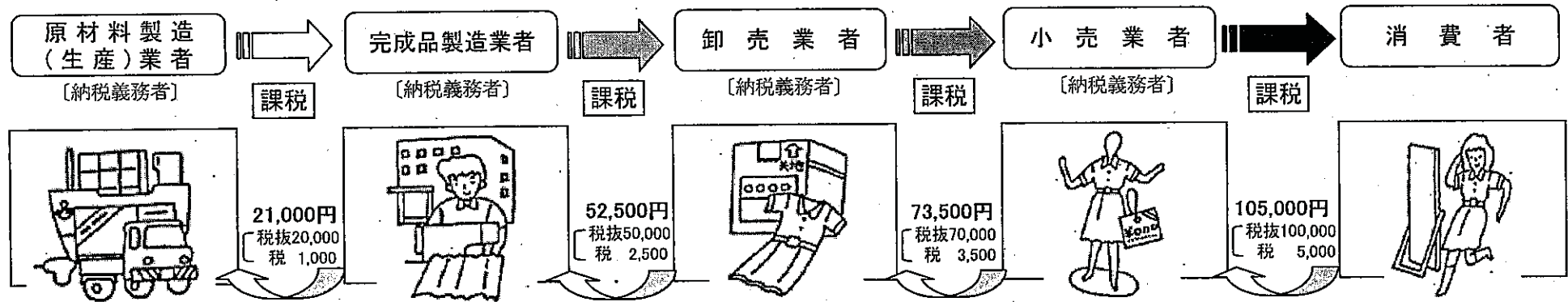
【消費税】

消費税の概要

項 目	制 度 の 概 要													
課 税 対 象	(1) 国内取引： 国内において事業者が行う資産の譲渡等	(2) 輸入取引： 輸入貨物												
納 税 義 務 者	(1) 国内取引： 事業者	(2) 輸入取引： 輸入者												
課 税 標 準	(1) 国内取引： 課税資産の譲渡等の対価の額	(2) 輸入取引： 輸入の際の引取価格												
税 率	4% (注) 地方消費税(消費税率1%相当)とあわせた税率は5.0%													
納 付 税 額 の 計 算	消費税の納付税額 = 課税売上高 × 税率(4%) - 仕入税額													
輸 出 免 税	輸出取引等(貨物の輸出、国際輸送・通信等)													
非 課 税	土地の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、福祉、住宅家賃等													
中小事業者に対する 特 例 措 置	<p>(1) 事業者免税点制度 基準期間(前々年又は前々事業年度)の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、納税義務を免除 (注1) 資本金が1,000万円以上の新設法人の設立当初の2年間については免除しない (注2) 特定期間(前年又は前事業年度上半期)の課税売上高(給与支払額)が1,000万円超の事業者については免除しない(法人は25年12月決算から、個人は25年分から適用)</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>(2) 簡易課税制度 基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、売上げに係る税額にみなし仕入率を乗じた金額を仕入税額とすることができる。 (みなし仕入率)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">第1種事業(卸売業)</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">----- 90%</td> <td style="width: 33%;">第4種事業(その他の事業)</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">----- 60%</td> </tr> <tr> <td>第2種事業(小売業)</td> <td style="text-align: center;">----- 80%</td> <td>第5種事業(サービス業等)</td> <td style="text-align: center;">----- 50%</td> </tr> <tr> <td>第3種事業(製造業等)</td> <td style="text-align: center;">----- 70%</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		第1種事業(卸売業)	----- 90%	第4種事業(その他の事業)	----- 60%	第2種事業(小売業)	----- 80%	第5種事業(サービス業等)	----- 50%	第3種事業(製造業等)	----- 70%		
第1種事業(卸売業)	----- 90%	第4種事業(その他の事業)	----- 60%											
第2種事業(小売業)	----- 80%	第5種事業(サービス業等)	----- 50%											
第3種事業(製造業等)	----- 70%													
申 告 ・ 納 付	<p>(1) 国内取引</p> <p>① 確定申告 法人は課税期間の末日の翌日から2か月以内、個人事業者は翌年の3月末日までに申告・納付</p> <p>② 中間申告</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">直前の課税期間の年税額</th> <th style="text-align: center;">中間申告・納付回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">48万円超400万円以下</td> <td style="text-align: center;">年1回(前課税期間の年税額の1/2)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">400万円超4,800万円以下</td> <td style="text-align: center;">年3回(前課税期間の年税額の1/4ずつ)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4,800万円超</td> <td style="text-align: center;">年11回(前課税期間の年税額の1/12ずつ)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 輸入取引： 保税地域からの引取りの際に申告・納付</p>		直前の課税期間の年税額	中間申告・納付回数	48万円超400万円以下	年1回(前課税期間の年税額の1/2)	400万円超4,800万円以下	年3回(前課税期間の年税額の1/4ずつ)	4,800万円超	年11回(前課税期間の年税額の1/12ずつ)				
直前の課税期間の年税額	中間申告・納付回数													
48万円超400万円以下	年1回(前課税期間の年税額の1/2)													
400万円超4,800万円以下	年3回(前課税期間の年税額の1/4ずつ)													
4,800万円超	年11回(前課税期間の年税額の1/12ずつ)													
価 格 表 示	課税事業者は、消費者に対してあらかじめ値札や広告などにおいて商品・役務の価格を表示する場合、税込価格を表示(総額表示)													

消費税の多段階課税の仕組み（イメージ）

- 消費税は、財・サービスの消費が行われることに着目して課税される税
- 消費税の実質的な負担者は消費者であるが、納税義務者は事業者
- 全国にわたる製造、卸、小売り等の各取引段階の事業者が納付する消費税額の合計は、消費者が負担する消費税額に対応



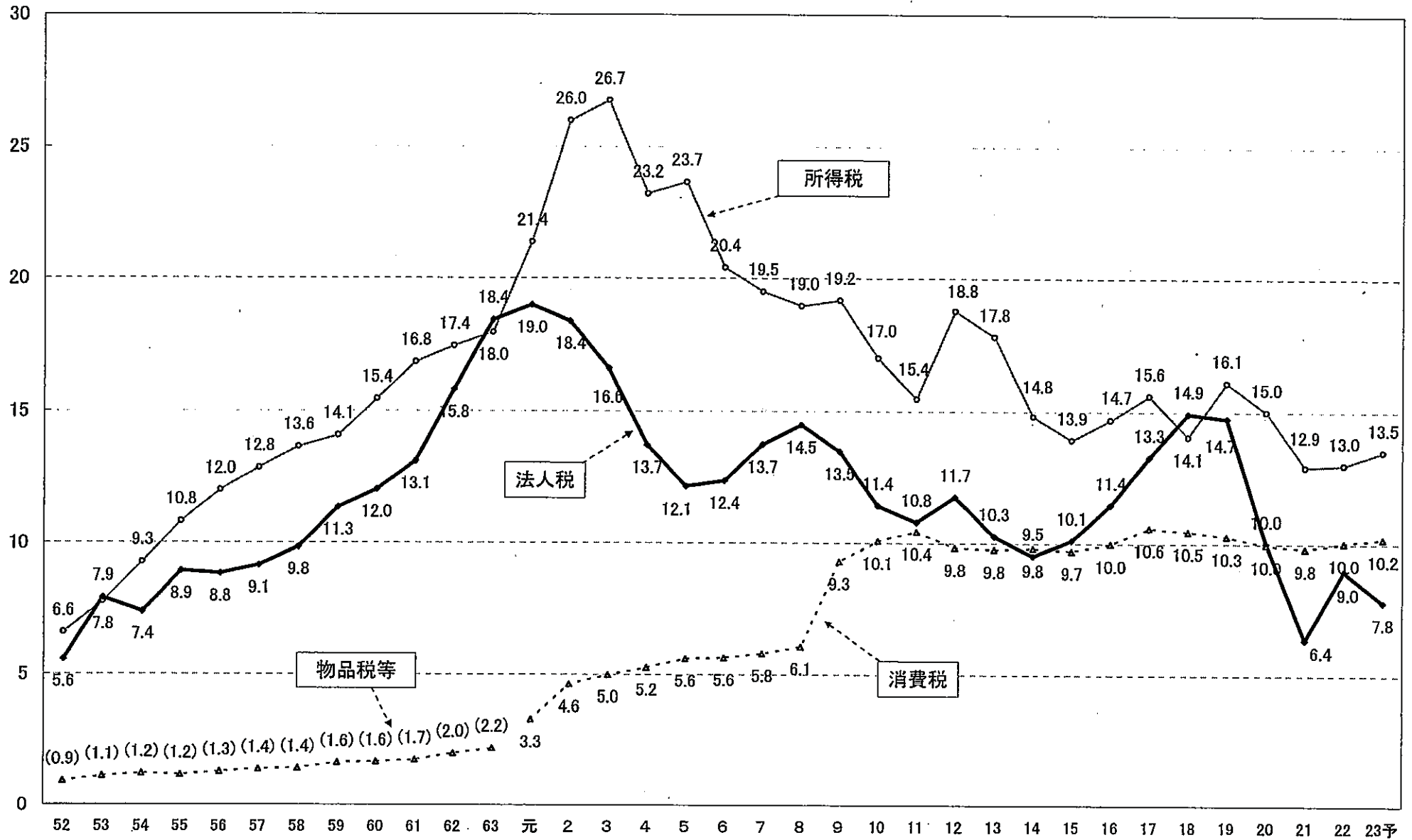
		税込価格 21,000円		税込価格 52,500円		税込価格 73,500円		税込価格 105,000円		納付税額合計	
		税抜価格 20,000	消費税 1,000	税抜価格 50,000	消費税 2,500	税抜価格 70,000	消費税 3,500	税抜価格 100,000	消費税 5,000		
		利益等 20,000	税 1,000	利益等 30,000	税 1,500	利益等 20,000	税 1,000	利益等 30,000	税 1,500		
		仕入れ 20,000	税 1,000	仕入れ 50,000	税 2,500	仕入れ 70,000	税 3,500	仕入れ 70,000	税 3,500		
納付税額		1,000円		1,500円		1,000円		1,500円		= 5,000円	

消費者が負担する消費税額5,000円に対応

(注) 「税」、「消費税」には地方消費税を含む。

主要税目の税収(一般会計分)の推移

(兆円)



(注) 22年度以前は決算額、23年度は予算額である。

(年度)

消費 税 の 歩 み

西 暦
昭 和

'80 '85 '90 '95 '00 '05

55 60 平成 元 5 10 15 20

昭 53 . 12 . 26
54 . 9 . 26 12 . 21

与党 一般消費税（仮称）
55年度実施を決定

大平総理 遊説先で撤回発言（10・7総選挙）
財政再建に関する決議（衆・参両院）

56 . 3 . 16 臨時行政調査会（土光会長）発足
58 . 3 . 15 解散

61 . 12 . 23
62 . 2 . 5 10 . 16

与党 税制の抜本的改革と
昭和62年度税制改正大綱決定

政府・与党 税制の抜本的改革に関する方針 決定
売上税法案 国会提出
廃案

63 . 6 . 14
7 . 7 . 29
12 . 12 . 24

与党 税制の抜本改革大綱 決定
消費税法案 国会提出
消費税法案 可決・成立

平 元 . 4 . 1
消費税導入（税率3%）

2 . 6 . 22
3 . 6 . 26

両院合同協議会設置
消費税見直し法案（野党案） 否決
消費税廃止法案（野党案） 否決

改正消費税 施行
消費税法の一部を改正する法律案（議員立法） 可決・成立

○非課税範囲の拡大（家賃等）
○中小特例措置の縮減
・簡易課税適用上限：5億円→4億円
・限界控除適用上限：6千万円→5千万円
○申告納付回数の増加
・年税額500万円超：年2回→年4回

6 . 11 . 25

税制改革関連法案 可決・成立

○消費税率の引上げ 3%→5%
（うち地方消費税1%相当）
○中小特例措置の縮減
・簡易課税適用上限：4億円→2億円
・限界控除制度の廃止
○仕入税額控除制度の見直し
・「帳簿方式」→「請求書等保存方式」

9 . 4 . 1

改正消費税 施行

11 . 3 . 17

平成11年度予算成立

消費税の福祉目的化

15 . 3 . 28

所得税法等の一部を改正する法律案 可決・成立

16 . 4 . 1

改正消費税 施行

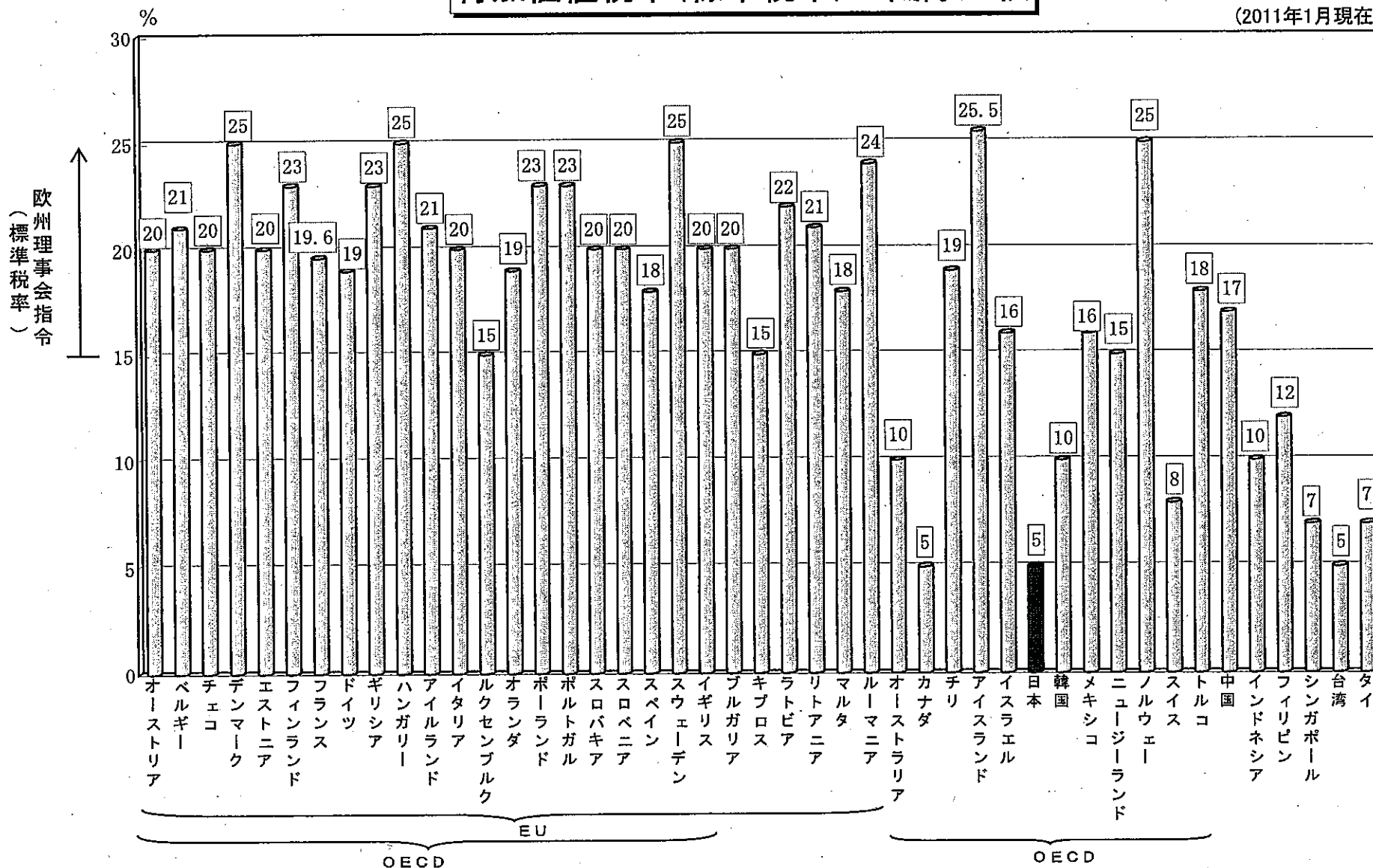
○中小特例措置の縮減
・免税点適用上限：3千万円→1千万円
・簡易課税適用上限：2億円→5千万円
○申告納付回数
の増加
・年税額6000万円（地方消費税込）超：年4回→年12回
○総額表示の義務付け

消費税制度改正の歩み

【創設時】	【平成 3 年改正】	【平成 6 年秋の税制改革等】 (注) 平成 9 年 4 月施行	【平成 15 年度改正】 (注) 平成 16 年 4 月施行	【平成 23 年度改正】
①税率： 3%		→ 4% 地方消費税創設(1%)		
②仕入税額控除:帳簿方式		→ 請求書等保存方式		
③免税点制度: 適用上限 3000 万円			→ 1000 万円	前年又は前事業年度上半期の課税売上高(給与支払額)が 1000 万円を超える事業者は不適用 (注) 法人は 25 年 12 月決算から、個人は 25 年分から適用。
④簡易課税制度: ○ 適用上限 5 億円 ○ みなし仕入率 90%、80%の 2 区分	→ 4 億円	→ 2 億円	→ 5000 万円 (注) 免税点制度と簡易課税制度の適用上限については、法人は 17 年 3 月決算から、個人は 17 年分から適用。	
	90%、80%、70%、60%の 4 区分	90%、80%、70%、60%、50%の 5 区分		
⑤95%ルール:適用上限なし				→ 5 億円
⑥限界控除制度: 適用上限 6000 万円	→ 5000 万円	→ 制度の廃止		(注) 法人は 25 年 3 月決算から、個人は 25 年分から適用。
⑦申告納付: 中間納付と確定申告の年 2 回 (中間申告の基準年税額 60 万超)	→ 中間申告納付回数を年 3 回に増加 (確定申告と合わせ年 4 回) { 中間申告の基準年税額 60 万円超 500 万円以下 年 1 回 500 万円超 年 3 回 }	→ 中間申告の基準年税額の引下げ { 中間申告の基準年税額 48 万円超 400 万円以下 年 1 回 400 万円超 年 3 回 }	→ 中間申告納付回数を年 11 回に増加 (確定申告と合わせ年 12 回) { 中間申告の基準年税額 48 万円超 400 万円以下 年 1 回 400 万円超 4800 万円以下 年 3 回 4800 万円超 年 11 回 }	
⑧価格表示:			→ 総額表示を義務付け	
⑨用途:			→ 【平成 11 年度予算~】 福祉目的化	

付加価値税率(標準税率)の国際比較

(2011年1月現在)

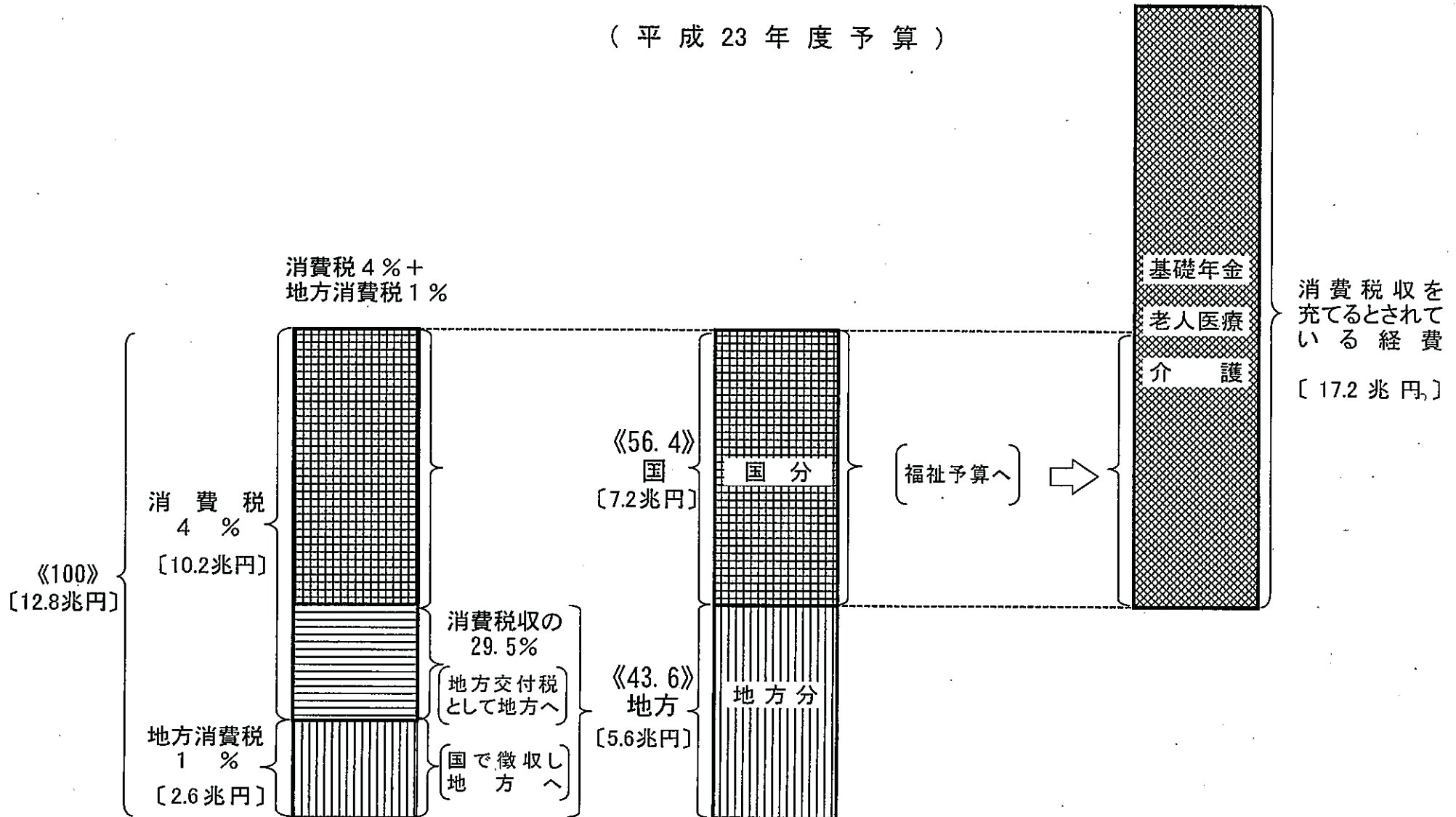


- (備考) 1. 日本の消費税率5%のうち1%相当は地方消費税(地方税)である。
 2. カナダにおいては、連邦の財貨・サービス税(付加価値税)の他に、ほとんどの州で州の付加価値税等が課される。(例:オンタリオ州8%)
 3. アメリカは、州、郡、市により小売売上税が課されている。(例:ニューヨーク州及びニューヨーク市の合計 8.875%)
 (出所) 各国大使館聞き取り調査、欧州連合及び各国政府ホームページ等による。

消費税の使途

○ 消費税の収入が充てられる経費(地方交付税交付金を除く)の範囲(基礎年金、老人医療、介護)を予算総則に規定(平成11年度予算～)

(平成23年度予算)



○ 所得税法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 13 号）（抄）

附 則

（税制の抜本的な改革に係る措置）

第 104 条 政府は、基礎年金の国庫負担割合の 2 分の 1 への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成 20 年度を含む 3 年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成 23 年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、2010 年代（平成 22 年から平成 31 年までの期間をいう。）の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

2 前項の改革を具体的に実施するための施行期日等を法制上定めるに当たっては、景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとするものとし、当該改革は、不断に行政改革を推進すること及び歳出の無駄の排除を徹底することに一段と注力して行われるものとする。

3 第 1 項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。

一・二 省 略

三 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討すること。その際、歳出面も合わせた視点に立って複数税率の検討等の総合的な取組を行うことにより低所得者への配慮について検討すること。

四～八 省 略

社会保障・税一体改革成案(抄)
(平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定)

Ⅲ 社会保障・税一体改革の基本的姿

1 社会保障の安定財源確保の基本的枠組み

(1) 消費税収を主たる財源とする社会保障安定財源の確保

国民が広く受益する社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点などから、社会保障給付に要する公費負担の費用は、消費税収(国・地方)を主要な財源として確保する。

(2) 消費税収の使途の明確化

消費税収(国・地方、現行分の地方消費税を除く)については、全て国民に還元し、官の肥大化には使わないこととし、消費税を原則として社会保障の目的税とすることを法律上、会計上も明確にすることを含め、区分経理を徹底する等、その使途を明確化する(消費税収の社会保障財源化)。

(3) 国・地方を通じた社会保障給付の安定財源の確保

現行分の消費税収(国・地方)についてはこれまでの経緯を踏まえ国・地方の配分(地方分については現行分の地方消費税及び消費税の現行の交付税法定率分)と地方分の基本的枠組みを変更しないことを前提として、引上げ分の消費税収(国・地方)については(1)の分野に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分を実現することとし、国とともに社会保障制度を支える地方自治体の社会保障給付に対する安定財源の確保を図る。

(4) 消費税率の段階的引上げ

上記(1)～(3)を踏まえ、社会保障給付の規模に見合った安定財源の確保に向け、まずは、2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する。

IV 税制全体の抜本改革

税制抜本改革については、社会保障改革の進め方との整合性にも配慮しつつ、平成21年度税制改正法附則104条第3項及び平成22年度・23年度税制改正大綱(閣議決定)で示された改革の方向性に沿って、以下の考え方により検討を加え、個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税にわたる改革を進める。また、地方に関わる事項については、地方団体の意見に十分配慮して、検討を進めることとする。

(中 略)

(3) 消費課税

消費税(国・地方)については、本成案に則って所要の改正を行う。いわゆる逆進性の問題については、消費税率(国・地方)が一定の水準に達し、税・社会保障全体の再分配を見てもなお対策が必要となった場合には、制度の簡素化や効率性などの観点から、複数税率よりも給付などによる対応を優先することを基本に総合的に検討する。

併せて、消費税制度の信頼性を確保するための一層の課税の適正化を行うほか、消費税と個別間接税の関係等の論点について検討する。

(中 略)

なお、平成22年度・23年度税制改正においては、このような方向性を踏まえ、税制抜本改革の一環をなす緊要性の高い改革に取り組んできたところであり、現在、国会において審議が行われている平成23年度税制改正については、引き続き、その早期実現を目指す。

V 社会保障・税一体改革のスケジュール

税制抜本改革については、政府は日本銀行と一体となってデフレ脱却と経済活性化に向けた取組みを行い、これを通じて経済状況を好転させることを条件として遅滞なく消費税を含む税制抜本改革を実施するため、平成21年度税制改正法附則104条に示された道筋に従って平成23年度中に必要な法制上の措置を講じる。

平成 23 年度税制改正大綱（抄）

平成 22 年 12 月 16 日
閣 議 決 定

第 2 章 各主要課題の平成 23 年度での取組み

5. 消費課税

(1) 消費税

消費税のあり方については、民主党「税と社会保障の抜本改革調査会中間整理」（平成 22 年 12 月 6 日）で指摘された以下の基本的な考え方などを尊重しつつ、今後、社会保障制度の抜本改革の検討などと併せて、その具体的内容について、早急に検討を行ってまいります。あわせて、消費税制度の信頼性を確保していくために、一層の課税の適正化にも着手してまいります。

『社会保障の財源は、税制全体で「所得・消費・資産」のバランスのとれた改革を行う中で確保していく。社会保障全体の財源は税制全体で確保していくが、その中でも「国民全体で広く薄く負担する」「安定した税収」という特徴を有する消費税は非常に重要である。「公平・透明・納得」の税制を築き、社会全体が支え合う新しいモデルを構築していくためには、およそ所得税改革だけでなし得るものではなく、消費税を含む抜本改革に政府は一刻も早く着手すべきである。』

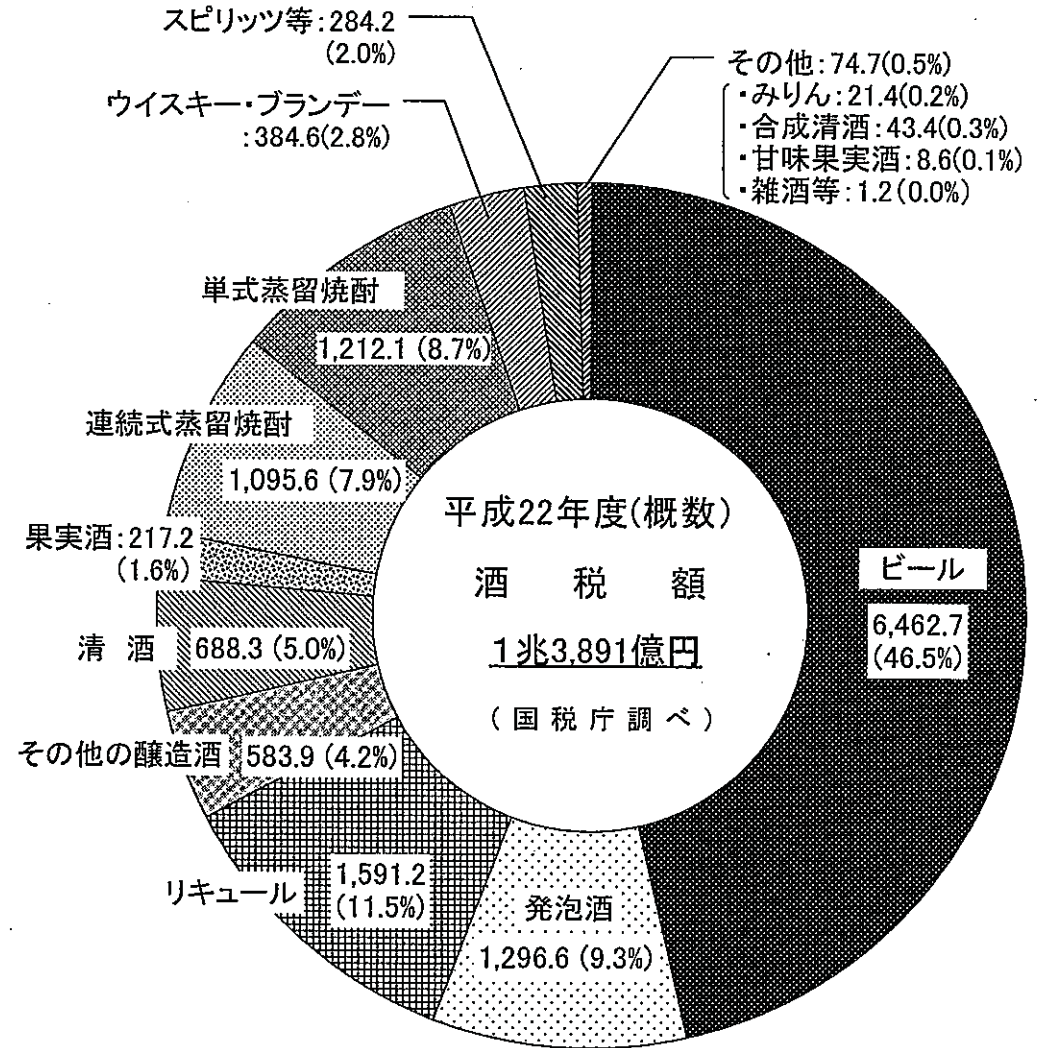
『社会保障の安定・強化を目的に消費税の引き上げを提起する場合には、国民の理解と納得を得るためにも、消費税を社会保障の目的税とすることを法律上も、会計上も明確にする。その際の「社会保障」とする給付費の範囲は、まずは高齢者 3 経費を基本としつつ、現役世代のセーフティネットの安定・強化についてどこまで対象とすることが適当か、検討を行っていく。将来的には「社会保障」全体について安定財源を確保することにより、制度の一層の安定・強化につなげていく。また消費税率が一定の水準に達し、税・社会保障全体の再分配を見てもなお「逆進性対策」が必要となった場合には、制度が複雑となり、また政治的な要因が働きやすい「複数税率」よりも、制度が簡素で、透明性の高い「還付制度」を優先的に検討する。』

【 酒 税 】

酒 税 の 概 要

(単位: 億円)

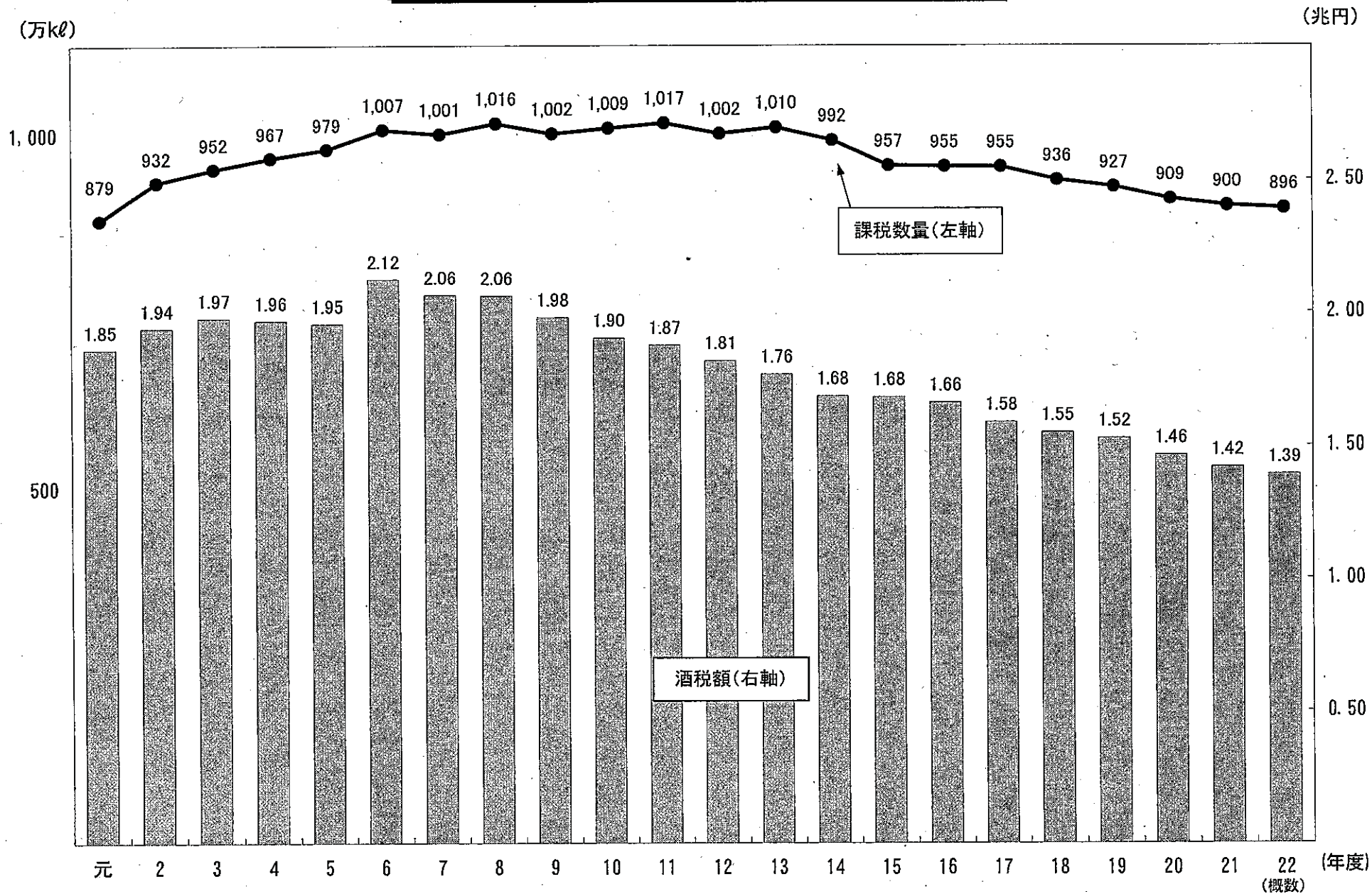
区 分		税 率 (1ℓ当たり)
発泡性酒類	ビール・発泡酒 (麦芽比率50%以上)	220円
	発泡酒 (麦芽比率25%~50%未満)	178円
	発泡酒 (麦芽比率25%未満)	134円
	その他の発泡性酒類 [ビール風酒類等]	80円
醸造酒類	清 酒	120円
	果 実 酒	80円
	その他の醸造酒	140円
蒸留酒類	連続式蒸留焼酎 単式蒸留焼酎 ウイスキー ブランデー スピリッツ等	アルコール分1度当たり 10円 ※
	リキュール・甘味果実酒	アルコール分1度当たり 10円 ※
	雑酒 (みりん類似を除く)	アルコール分1度当たり 11円 ※
	合成清酒	100円
	粉 末 酒	390円
混成酒類	みりん・雑酒 (みりん類似)	20円



(備考) その他の発泡性酒類…ビール・発泡酒以外の発泡性を有する酒類でアルコール分10度未満のもの。

※ それぞれ一定のアルコール分に満たないものについては下限あり。

酒類の課税数量と酒税額の推移



主な酒税改正の概要

- 〔平成元年度〕 酒税制度の大幅な見直し
⇒酒類間の税負担格差縮小
従価税制度の廃止
級別制度の廃止 等
- 〔平成6年度〕 税負担の適正化
⇒酒類間の税負担格差縮小
税負担水準の回復
(注) ウイスキー等据置
- 〔平成9年度〕 蒸留酒間の税負担格差の縮小 (W T O 勧告への対応)
⇒「しょうちゅう等とウイスキー類」の間の税負担格差縮小
(注) W T O の仲裁等による実施時期の繰上げ (10年度)
- 〔平成15年度〕 酒類間の税負担格差縮小
⇒「ビールと発泡酒」、「清酒と果実酒」等の間の税負担格差縮小
- 〔平成18年度〕 酒税制度の全般的見直し
⇒酒類間の税負担格差縮小
酒類の分類の大括り・簡素化

平成23年度税制改正大綱（抄）

〔平成22年12月16日
閣議決定〕

第2章 各主要課題の平成23年度での取組み

5. 消費課税

（3）たばこ税・酒税

（前略）

酒税については、課税の公平性等の観点も踏まえ、平成22年度税制改正大綱に示した「酒類の生産・消費の状況等に配慮しつつ、類似の酒類については、基本的に致酔性の観点からアルコール度数に着目した税制とすることを検討」との方針に沿って、検討を進めます。

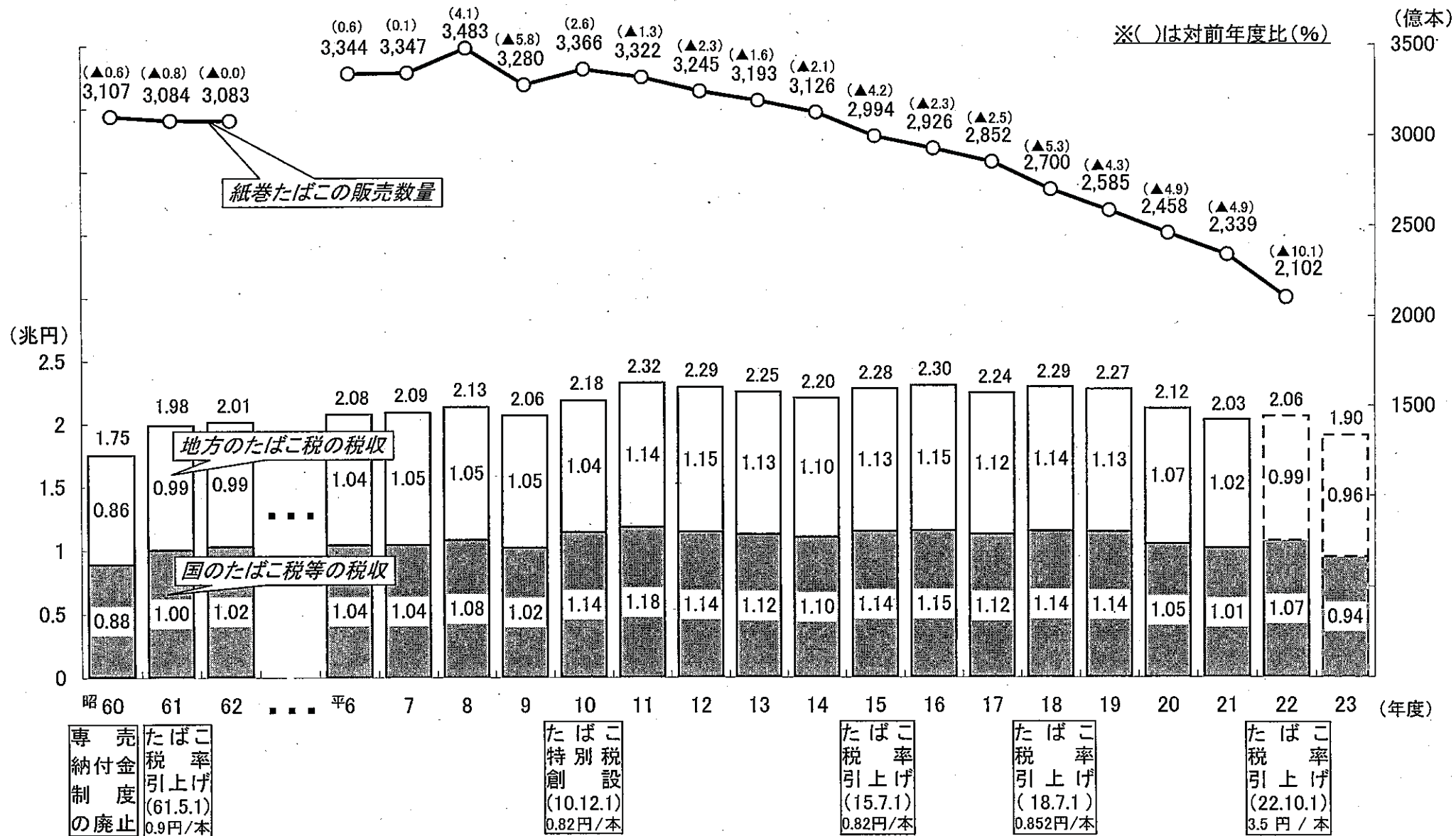
【たばこ税】

たばこ税等の税率及び税収

種 類 区 分	国 税			地 方 税			合 計
	たばこ税	たばこ特別税	小 計	道府県たばこ税	市町村たばこ税	小 計	
	(円/千本)	(円/千本)	(円/千本)	(円/千本)	(円/千本)	(円/千本)	(円/千本)
紙 巻 た ば こ	} 5,302	} 820	} 6,122	} 1,504	} 4,618	} 6,122	} 12,244
パイプたばこ							
葉巻たばこ							
刻みたばこ かみ用及びかぎ用の製造たばこ							
旧3級品の紙巻たばこ	2,517	389	2,906	716	2,190	2,906	5,812
平成23年度予算額	(億円) 8,160	(億円) 1,262	(億円) 9,422	(億円) 2,362	(億円) 7,252	(億円) 9,614	(億円) 19,036
地方財政計画額							

- (注) 1. たばこ特別税は平成10年12月1日から実施。国及び地方のたばこ税の税率は平成22年10月1日から適用。
 2. 国のたばこ税収(8,160億円)のうち、25%は地方交付税として地方に配分される。
 3. パイプたばこ及び葉巻たばこは1gを1本に、刻みたばこ、かみ用及びかぎ用の製造たばこは2gを1本に、それぞれ換算する。
 4. 旧3級品の紙巻たばことは、エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット及びウルマの6銘柄の紙巻たばこをいう。

たばこ税等の税収と紙巻たばこの販売数量の推移



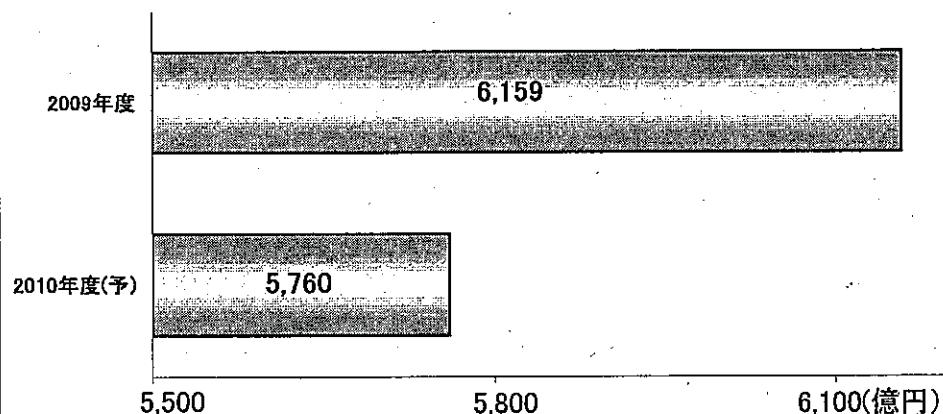
(備考) 1. 国のたばこ税等の税収は平成22年度までは決算額、23年度は予算額である。
 2. 地方のたばこ税の税収は平成21年度までは決算額、22年度及び23年度は地方財政計画額である。
 3. 紙巻たばこの販売数量は日本たばこ協会調べによる販売実績である。

たばこ税収と紙巻たばこの販売数量の推移(実績ベース)

	たばこ税収		紙巻たばこの販売数量		税率引上げの経緯
		対前年度		対前年度	
13年度	8,614 億円	▲ 141 億円 (▲ 1.6 %)	3,193 億本	▲ 52 億本 (▲ 1.6 %)	
14年度	8,441 億円	▲ 173 億円 (▲ 2.0 %)	3,126 億本	▲ 67 億本 (▲ 2.1 %)	
15年度	9,032 億円	591 億円 (7.0 %)	2,994 億本	▲ 132 億本 (▲ 4.2 %)	1本0.41円の税率引上げ (7月実施)
16年度	9,097 億円	65 億円 (0.7 %)	2,926 億本	▲ 68 億本 (▲ 2.3 %)	
17年度	8,867 億円	▲ 230 億円 (▲ 2.5 %)	2,852 億本	▲ 74 億本 (▲ 2.5 %)	
18年度	9,272 億円	405 億円 (4.6 %)	2,700 億本	▲ 152 億本 (▲ 5.3 %)	1本0.426円の税率引上げ (7月実施)
19年度	9,253 億円	▲ 19 億円 (▲ 0.2 %)	2,585 億本	▲ 115 億本 (▲ 4.3 %)	
20年度	8,509 億円	▲ 744 億円 (▲ 8.0 %)	2,458 億本	▲ 127 億本 (▲ 4.9 %)	
21年度	8,224 億円	▲ 285 億円 (▲ 3.3 %)	2,339 億本	▲ 119 億本 (▲ 4.9 %)	
22年度	9,077 億円	853 億円 (10.4 %)	2,102 億本	▲ 237 億本 (▲ 10.1 %)	1本1.75円の税率引上げ (10月実施)

日本たばこ産業(株)の国内たばこ事業の業績予想【2011年(平成23年)3月期】

□ 国内たばこ事業 調整後税抜売上高¹⁾



1) 輸入たばこ、国内免税、中国事業、その他を控除

国内たばこ事業:2010年度 定価改定

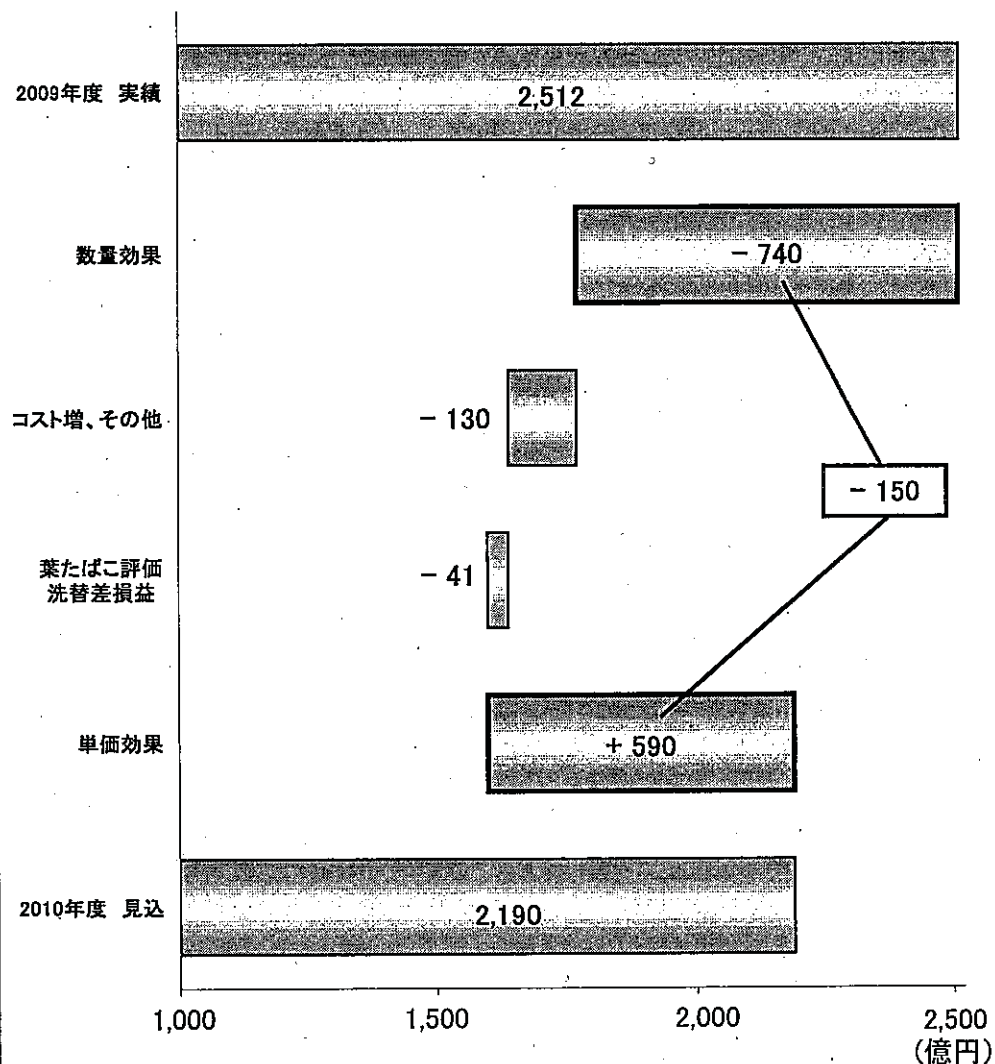
背景

- ▶ 今回の増税(70円/20本)は、過去に例の無い大幅なもの
- ▶ 通年ベースで25%を超える大幅な総需要の減少が見込まれる中、
 - 1) お客様に満足いただける製品品質やサービスの維持
 - 2) 愛煙家の皆様やたばこを吸われない方々に配慮した喫煙場所の確保
 - 3) 原材料のコスト上昇に対応
- ▶ また、小売マージン、消費税の増加も考慮する必要がある

- > 増税分を上回る価格改定を申請
- > 今まで以上に満足いただける品質とサービスの向上

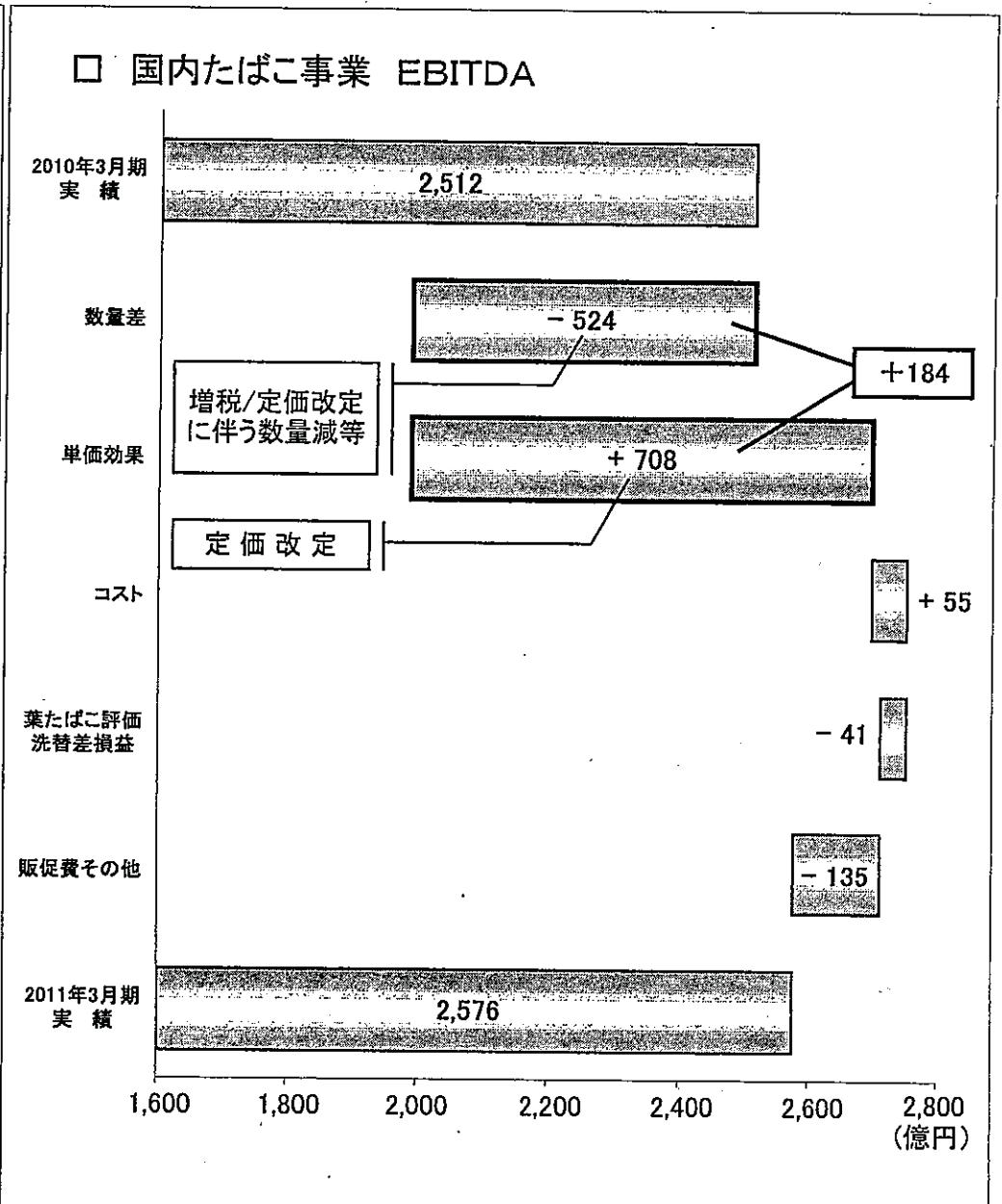
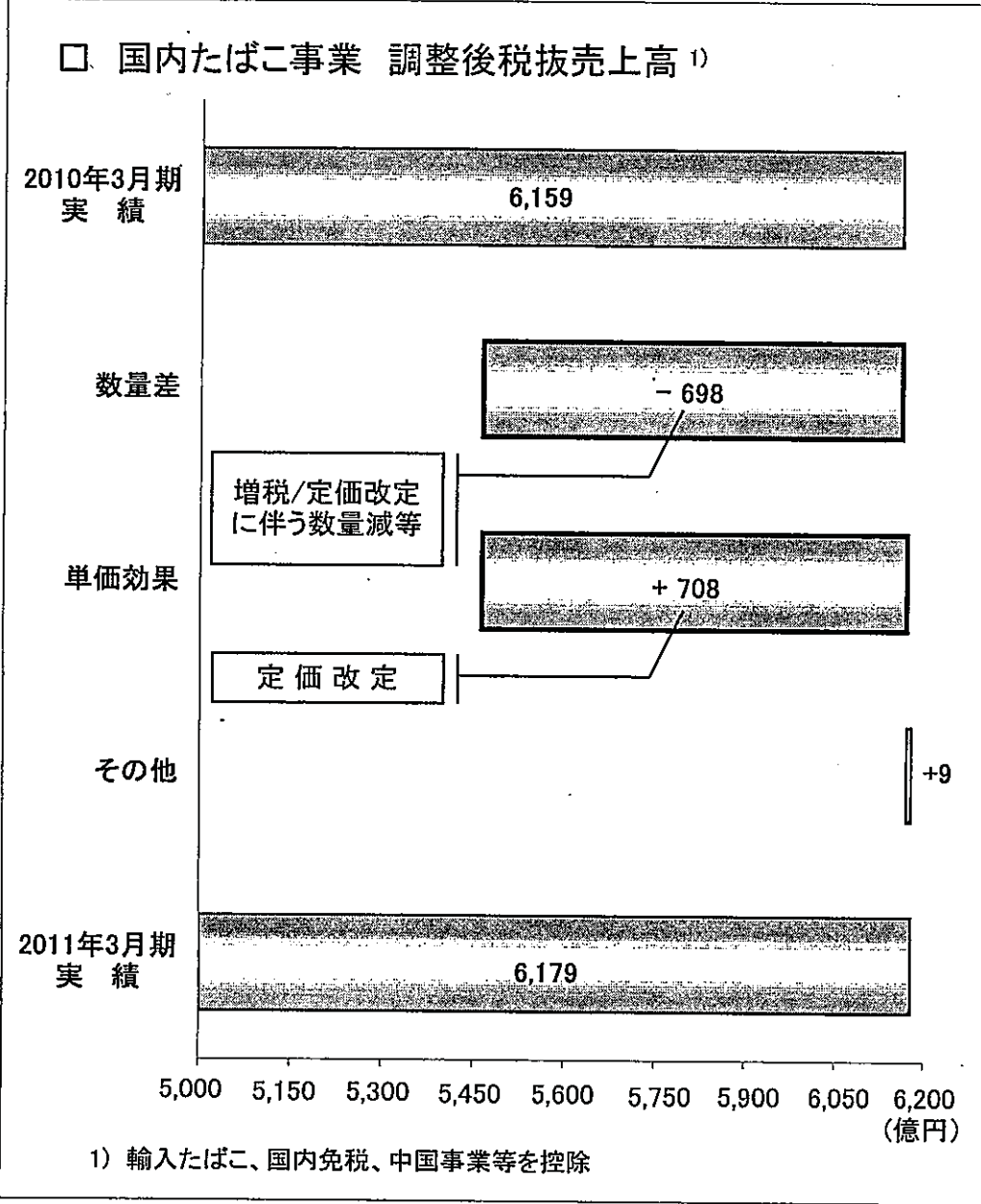
□ 国内たばこ事業:2010年度 価格改定—今後の利益水準

【EBITDA Roadmap:09年度 ⇒ 10年度】



(備考)2009年度 決算短信添付資料(決算説明会資料)より。

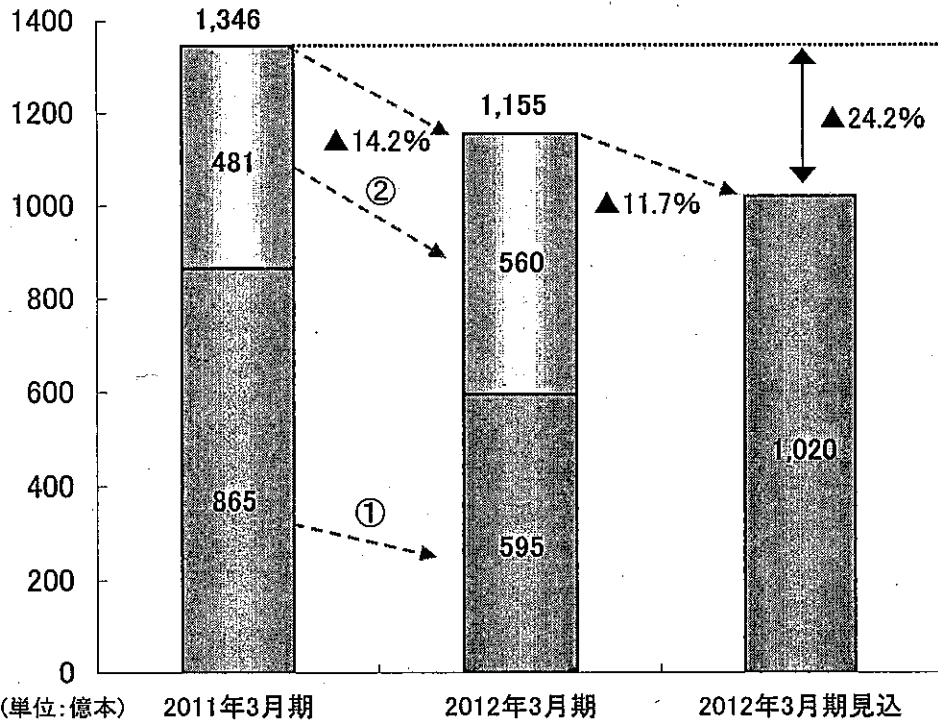
日本たばこ産業(株)の国内たばこ事業の実績【2011年(平成23年)3月期】



(備考)2011年3月期 決算説明会資料より。

日本たばこ産業(株)の国内たばこ事業の業績予想【2012年(平成24年)3月期】

□ 国内たばこ事業 2012年3月期 販売数量見込



➢ 震災影響なしベース

.....通期1,155億本

① 上期 595億本 =
 (865億本 - 仮需135億本) ×
 増税定価改定影響 ▲18.5%
 (弾性値0.5程度)

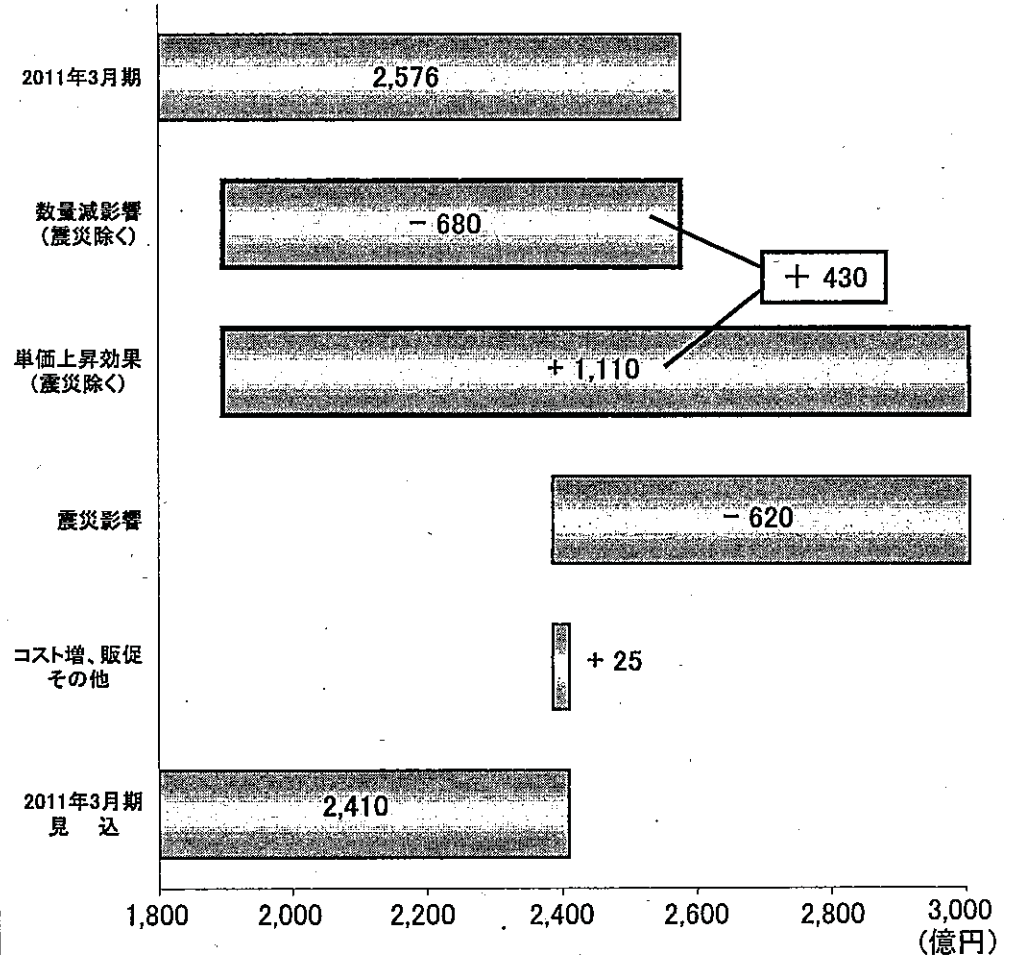
② 下期 560億本 =
 (481億本 + 仮需反動減115
 億本) × 趨勢減 ▲7~▲6%

➢ 震災影響 ▲135億本

主に以下を考慮して算定
 出荷一時停止影響
 出荷再開後のシェア影響
 震災エリア影響(被災による販売
 不可能店の売上減)

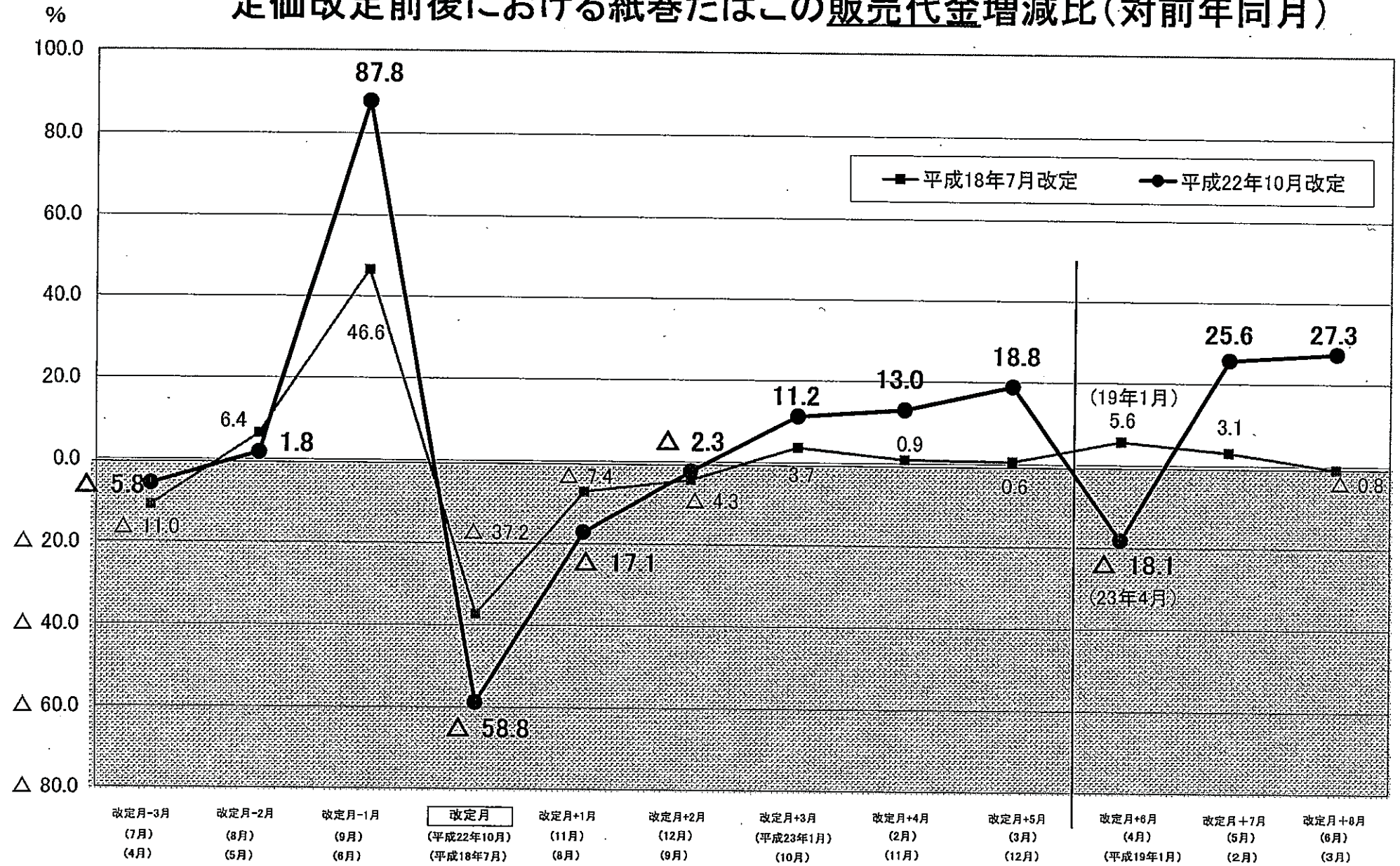
□ 国内たばこ事業 EBITDA

【2012年3月期見込対2011年3月期実績増減内訳】



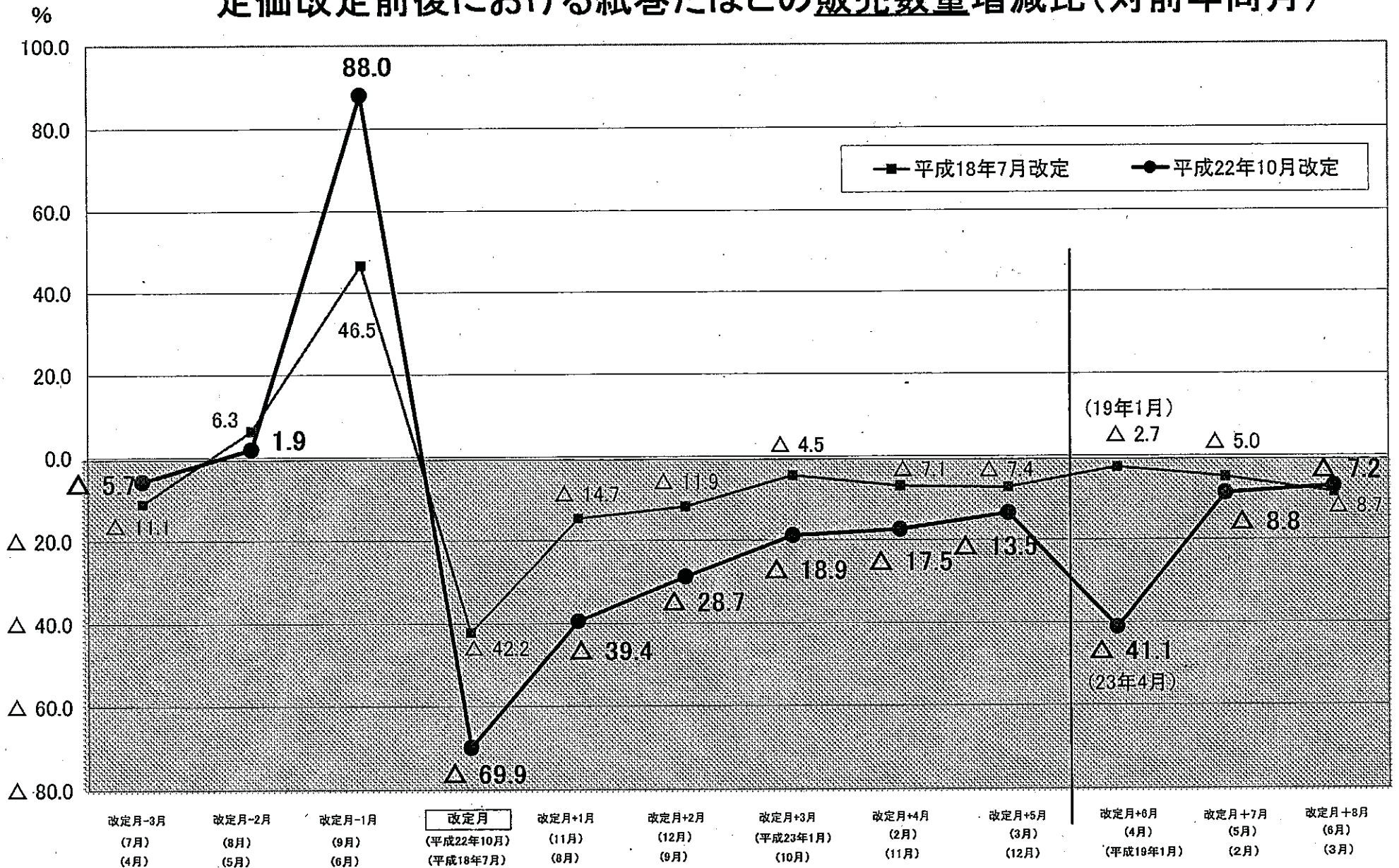
➢ 震災影響がなければ、単価上昇効果が数量減影響を上回る
 ➢ 第2四半期以降は全73銘柄が出揃い、出荷量限定も解除し、当社商品の安定的な供給体制が整う
 ➢ 早期に市場シェアを回復させるべく、最大限の営業努力を継続

定価改定前後における紙巻たばこの販売代金増減比(対前年同月)



(社)日本たばこ協会調べ

定価改定前後における紙巻たばこの販売数量増減比(対前年同月)

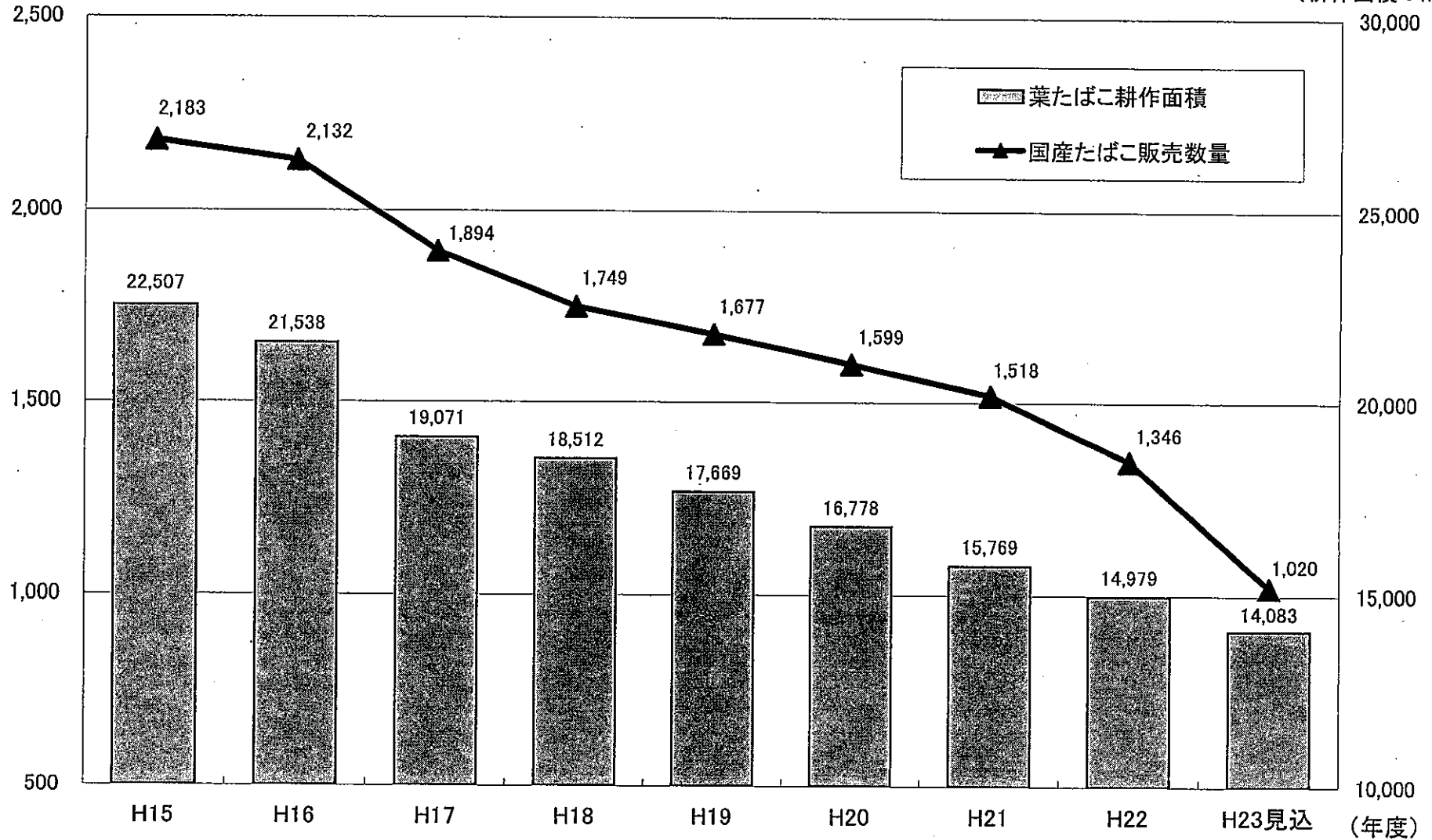


(社)日本たばこ協会調べ

国産たばこ（JT）の販売数量と葉たばこ耕作面積の推移

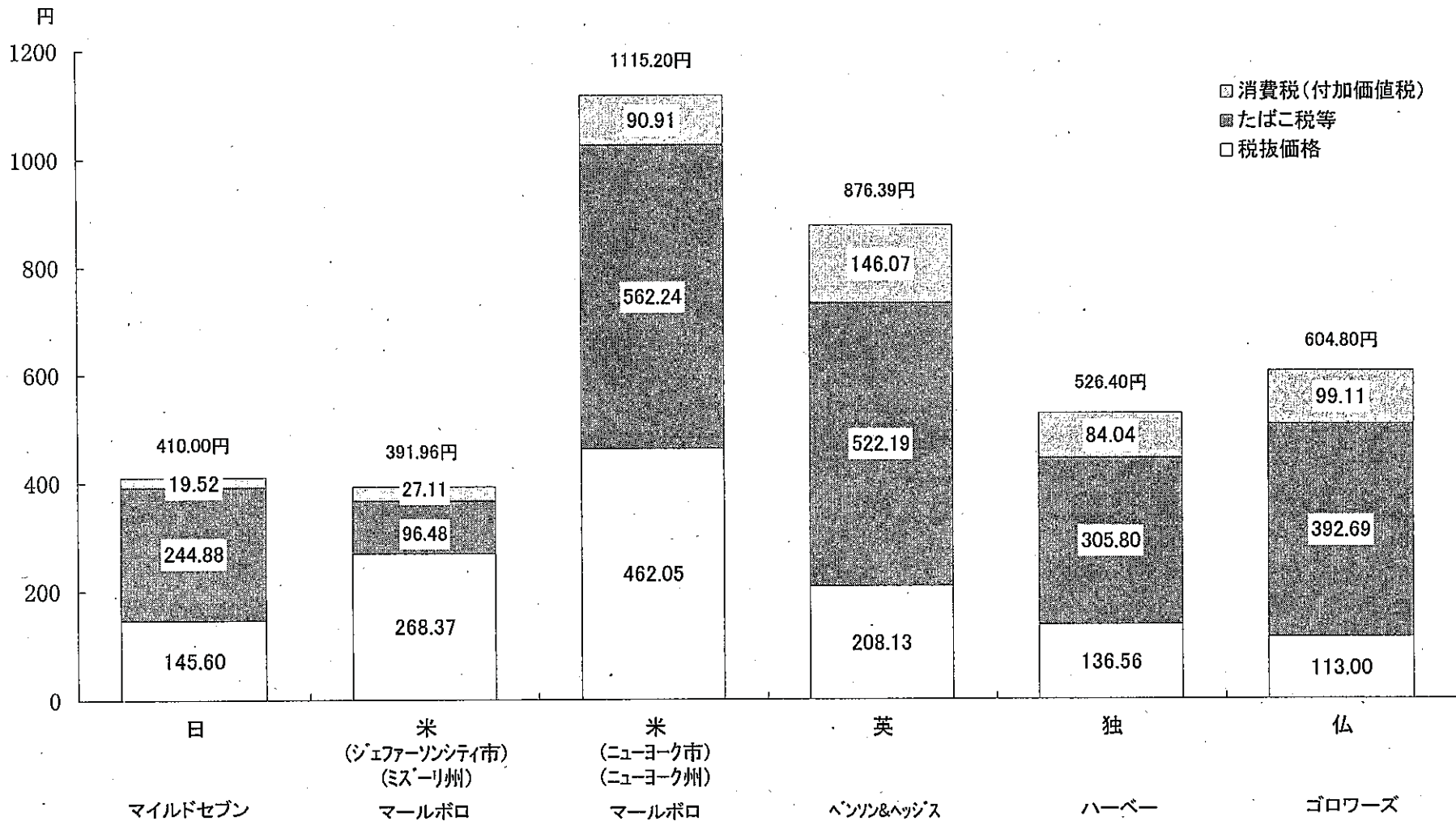
(販売数量：億本)

(耕作面積：ha)



(備考)JT調べ。耕作面積は、平成22年度までは買入面積、平成23年度は契約面積であり、販売数量は、平成22年度までは販売実績、平成23年度は販売見込みである。

諸外国の紙巻たばこの1箱当たりの価格と税額



- (注) 1. 平成23年1月現在の価格に基づく1箱(20本、ドイツは19本)当たりの数値である。
 2. 各国の付加価値税の税率は次のとおり。日本(消費税等)5%、アメリカ(小売売上税)ジェファーソンシティ市7.725%・ニューヨーク市8.875%、イギリス20%、ドイツ19%、フランス19.6%。
 なお、ミズーリ州の小売売上税は州たばこ税部分には課されない。
 3. 邦貨換算は、1ドル=82円、1ポンド=131円、1ユーロ=112円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成22年(2010年)11月中における実勢相場の平均値)。
 なお、計数は四捨五入している。
 4. アメリカにおいては、紙巻たばこに対して連邦政府及び州(州ごとに税率が異なる。)が課税しているほか、ワシントン特別区及び一部の郡・市がたばこ税を課税している。
 なお、平成23年1月時点で、州のたばこ税と市のたばこ税の合計で見れば、ニューヨーク州ニューヨーク市が最も高く、ミズーリ州ジェファーソンシティ市等が最も低い。

平成23年度税制改正大綱（抄）

平成22年12月16日
閣議決定

第2章 各主要課題の平成23年度での取組み

5. 消費課税

（3）たばこ税・酒税

たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要があります。この方針に沿って、平成22年度税制改正では、1本あたり3.5円の税率引上げを実施しました。

平成24年度税制改正以降の税率引上げにあたっては、たばこの消費や税收、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響等を十分に見極めた上で判断していきます。その過程で、たばこ法制について、現行のたばこ事業法を改廃し、たばこ事業のあり方について、上記のたばこ関係者の生活や事業の将来像を見据えて、新たな枠組みの構築を目指すこととします。

（後略）

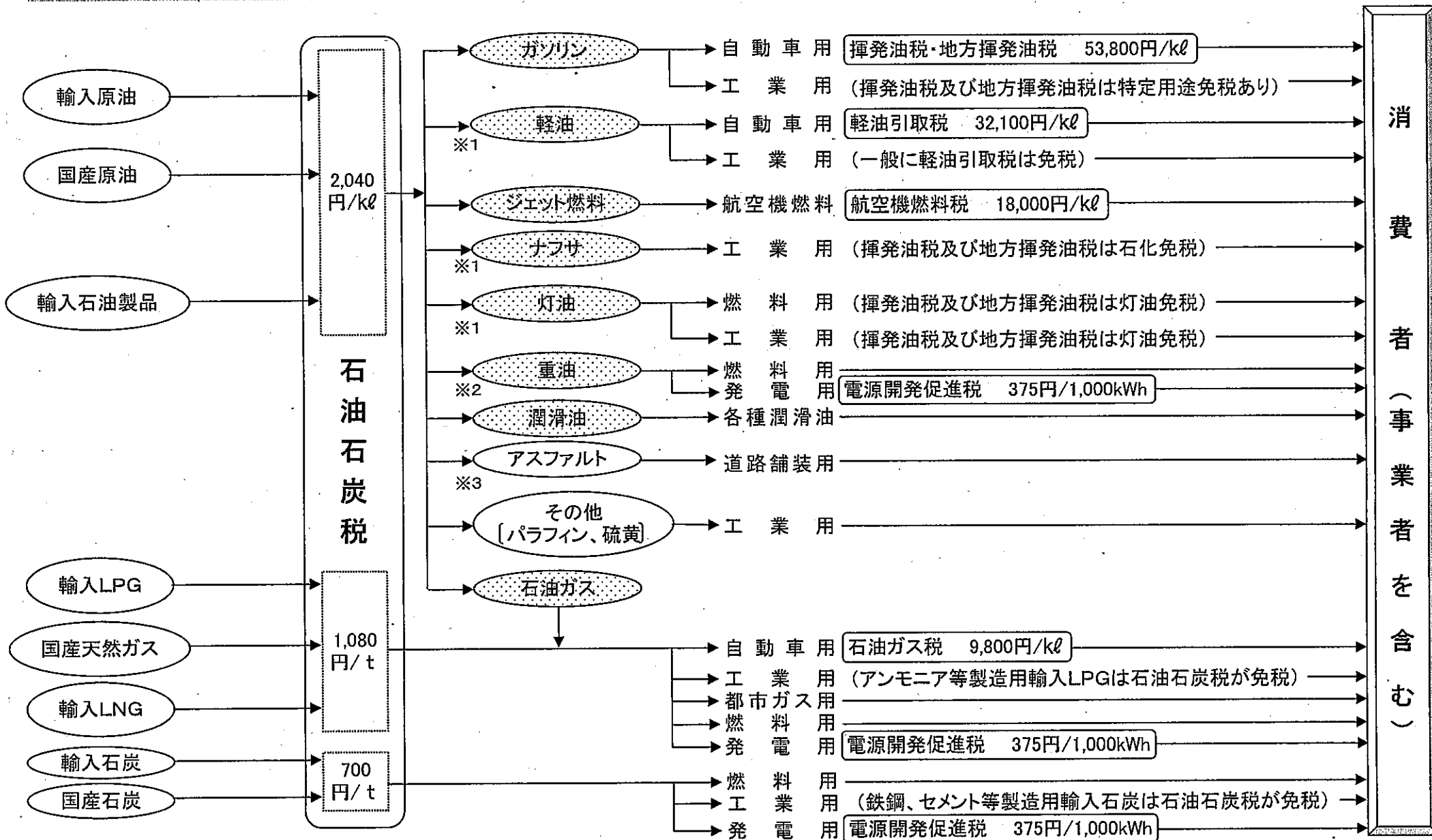
【エネルギー関係諸税】

エネルギー関係諸税の概要（平成23年度予算・地方財政計画額）

	税 目	課 税 物 件	税 率	23 年 度 税 収	備 考
国 税	揮 発 油 税	揮 発 油	48,600 円/kℓ (本則税率：24,300円/kℓ)	26,340 億円	・国の一般財源
	地方揮発油税	揮 発 油	5,200 円/kℓ (本則税率：4,400円/kℓ)	2,818 (うち地方譲与分 2,818)	・地方の一般財源として全額譲与
	石 油 ガ ス 税	自動車用石油ガス	17円50銭/kg	240 (うち地方譲与分 120)	・税収の1/2は地方の一般財源として譲与
	石 油 石 炭 税	原油、石油製品、天然ガス、石油ガス、石炭等	<ul style="list-style-type: none"> ・原油、石油製品 2,040 円/kℓ ・天然ガス、石油ガス等 1,080 円/t ・石炭 700 円/t 	5,120	・燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策財源
	航空機燃料税	航空機燃料	18,000 円/kℓ (本則税率：26,000 円/kℓ)	591 (うち地方譲与分 131)	<ul style="list-style-type: none"> ・空港整備財源及び地方空港対策費 ・税収の2/9は地方の空港対策財源として譲与
	電源開発促進税	一般電気事業者の販売電気	375 円/千キロワット時	3,460	・電源立地対策及び電源利用対策財源
地 方 税	軽油引取税	軽 油	32,100 円/kℓ (本則税率：15,000円/kℓ)	8,742	・地方の一般財源

- (注) 1. 税収は、国税は当初予算額、地方税は地方財政計画額である。
 2. 揮発油税、地方揮発油税及び航空機燃料税の税率は租税特別措置法、軽油引取税は地方税法附則による特例税率。
 3. 航空機燃料税の税率18,000円/kℓ については、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間の特例税率。

エネルギー課税の状況

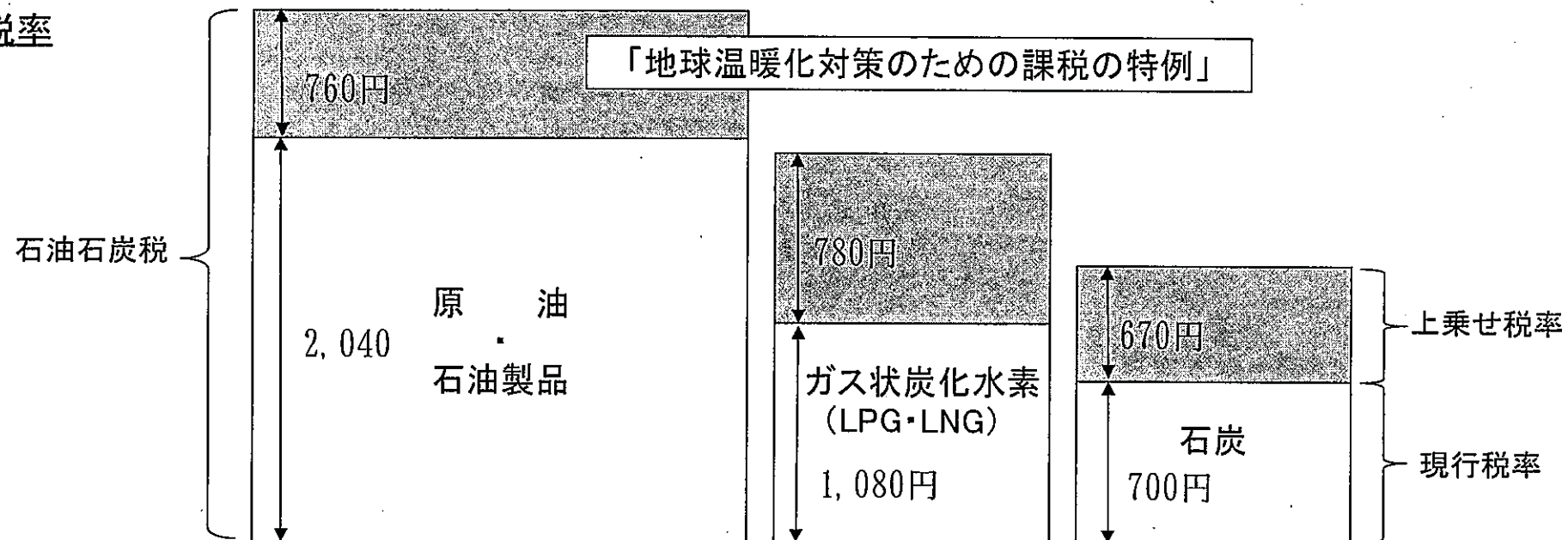


● は石油石炭税の課税対象となる輸入石油製品。
 ※1 輸入石化用ナフサ等は石油石炭税が免税、国産石化用ナフサ等は石油石炭税が還付
 ※2 輸入農林漁業用A重油は石油石炭税が免税、国産農林漁業用A重油は石油石炭税が還付
 ※3 国産石油アスファルトは石油石炭税が還付

「地球温暖化対策のための税」について(平成23年度改正案)

- 石油石炭税に、「地球温暖化対策のための課税の特例」を設け、CO2排出量に応じた税率を上乗せする。
- 平成23年10月1日から実施し、税率は段階的に引き上げることとする。
- 増収見込額 初年度約360億円 平年度約2,400億円

○税率



○段階的实施

課税物件	現行税率	H23年10/1~	H25年4/1~	H27年4/1~
原油・石油製品 [1kℓ当たり]	(2,040円)	+250円 (2,290円)	+250円 (2,540円)	+260円 (2,800円)
ガス状炭化水素 [1t当たり]	(1,080円)	+260円 (1,340円)	+260円 (1,600円)	+260円 (1,860円)
石炭 [1t当たり]	(700円)	+220円 (920円)	+220円 (1,140円)	+230円 (1,370円)

※()は石油石炭税の税率。

平成 23 年度税制改正大綱（抄）

平成 22 年 12 月 16 日
閣 議 決 定

第 2 章 各主要課題の平成 23 年度での取組み

6. 環境関連税制

（1）地球温暖化対策のための税の導入

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題です。欧州諸国を中心とした諸外国では、1990 年代以降、燃料などの CO₂ 排出源に対する課税を強化し、価格メカニズムを通じた CO₂ 排出の抑制や企業による省エネ設備導入の支援などを行う施策が進められています。

我が国では、温室効果ガスの約 9 割をエネルギー起源 CO₂ が占めており、エネルギー基本計画（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）においては、地球温暖化対策等を強力かつ十分に推進することにより、エネルギー起源 CO₂ を 2030 年に 1990 年比▲30%程度、もしくはそれ以上削減することを見込んでいます。

こうした状況に鑑み、我が国においても税制による地球温暖化対策を強化するとともに、エネルギー起源 CO₂ 排出抑制のための諸施策を実施していく観点から、平成 23 年度に「地球温暖化対策のための税」を導入することとします。

具体的な手法としては、広範な分野にわたりエネルギー起源 CO₂ 排出抑制を図るため、全化石燃料を課税ベースとする現行の石油石炭税に CO₂ 排出量に応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための課税の特例」を設けることとします。

この特例により上乗せする税率は、原油及び石油製品については 1 キロリットル当たり 760 円、ガス状炭化水素は 1 トン当たり 780 円、石炭は 1 トン当たり 670 円とします。

このように「広く薄く」負担を求めることで、特定の分野や産業に過重な負担となることを避け、課税の公平性を確保します。また、導入に当たっては、急激な負担増とならないよう、税率を段階的に引き上げるとともに、一定の分野については、所要の免税・還付措置を設けることとします。併せて、燃料の生産・流通コストの削減や供給の安定化、物流・交通の省エネ化のための方策や、過疎・寒冷地に配慮した支援策についても実施することとします。